

日本マクドナルド健康保険組合では、「直接的必要経費」を、原則として確定申告時の「収支内訳書」（または「損益計算書」）の各所得別に定めております。（詳細は以下「一覧」参照）「収支内訳書」（または「損益計算書」）の「収入金額」から、「直接的必要経費」として認められる額を差し引いて、収入を計算することになります。

【一覧】

「○」・・・直接的必要経費として認める経費
「△」・・・条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費
「×」・・・直接的必要経費として認めない経費
※認定可否が「○」となっている経費は、原則、その裏付けとなる資料は添付不要ですが、必要に応じて認める場合があります。
※認定可否が「△」となっている経費は、必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出して下さい。
※収支内訳書（損益計算書）の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に取り扱います。

科目	認定可否	備考
給与賃金	×	
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、原則50%（小数点以下切捨て）のみ直接的経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、原則50%（小数点以下切捨て）のみ直接的経費として認めます。
旅費交通費	○	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、自己申告してください。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、原則50%（小数点以下切捨て）のみ直接的経費として認めます。
広告宣伝費	×	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	△	用途（事業用・自宅用）が混在している場合、自宅用は直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にてご申告ください。申告がなかった場合は、全額直接的経費として認めません。
福利厚生費	×	
雑費	×	
青色申告者 特別控除	×	